

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第29号

四日市市特別会計条例の一部を改正する条例

四日市市特別会計条例（昭和39年四日市市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のために設置する。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p> <p><u>(6)</u> <u>四日市市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p><u>農業集落排水事業</u></p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の四日市市特別会計条例第1条第6号の規定に基づく四日市市農業集落排水事業特別会計に係る令和5年度の決算については、なお従前の例による。

(財政経営部財政課)